

指定訪問介護重要事項説明書

1. 事業者

社会福祉法人上市町社会福祉協議会
富山県中新川郡上市町湯上野 1 1 7 6
電話 076-473-9300
FAX 076-473-9388
代表者 会長 吉田 清人
設立年月日 昭和43年2月16日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定訪問介護事業所

令和2年4月1日指定 富山県第1671600128号

(2) 事業所の目的

指定居宅介護は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 上市町ホームヘルプステーション

(4) 事業所の所在地 富山県中新川郡上市町湯上野 1 1 7 6

(5) TEL 076-472-0316 FAX 076-473-9388

(6) 事業所 管理者 木下 陽子

(7) 事業所の運営方針

・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

・適切な介護技術を持って常に提供したサービスの質の管理・評価を行い、その向上に努めます。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から金曜日とします。但し祝祭日及び年末年始を除きます。ご希望があればこの限りではありません。

営業時間 午前7時～午後9時

緊急時 事業所が終業していても電話での連絡はできます。

サービスを提供する地域 上市町 立山町 舟橋村

3. 職員の配置

当事業所では、ご利用者に対して、指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤（人）	非常勤（人）
管 理 者	1	
サービス提供責任者	3	
訪問介護員	常勤換算方法 2.5人以上	

4. 提供サービスの内容

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

① 身体介護

- ・食事介助 食事介助を行います。
- ・体位交換 体位交換を行います。
- ・排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・入浴介助 入浴の介助または、入浴が困難な方には清拭をします。
- ・自立支援 見守りをしながら、一緒に家事を行いましょう。

② 家事援助

- ・買 い 物 ご利用者の日常生活に必要な品物の買い物を行います。
- ・調 理 ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- ・洗 濯 ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- ・掃 除 ご利用者が日常使用される居宅等の掃除を行います。（但し、庭や敷地の掃除、来客の後片付け等の援助は行いません。）

5. 利用料金

（１）ご利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

（２）ご事業者が当事業所と契約を交わされた当月、又は２カ月以上のサービスを受けてなく、再度サービスをご利用される場合 初回加算として２００円いただきます。

（３）ご利用者が身体的に緊急を要する事が発生し訪問した場合、緊急時訪問介護加算として１００円いただきます。

（４）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、

サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

(5) ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合は実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

(6) 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日以降に利用者に送付します。

(7) 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。

(8) 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

(9) 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

6. 利用の中止、変更・追加

- ・利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に連絡してください。
- ・サービス利用の変更・追加のご要望に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する機関にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

7. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付窓口

管理者又はサービス提供責任者

(2) 行政機関 住所地のある市町村の担当窓口へお申し出ください。

上市町福祉課	所在地 富山県中新川郡上市町湯上野 8 電話 076-472-1111 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 富山市下野豆田 995-3 電話 076-431-9827 FAX 076-431-9834 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
富山県社会福祉協議会	所在地 富山市安住町 5-21 電話 076-432-2958 FAX 076-432-6146 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
富山県福祉サービス運営適正 化委員会	電話 076-432-3280 FAX 076-432-6532 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

中新川広域行政事務組合 介護保険課	所在地 中新川郡舟橋村国重 242 電話 076-464-1316 FAX 076-463-3199 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
----------------------	---

8. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合に速やかに保険利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催することともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	事務局長 中村 政一
-------------	------------

10. 業務継続計画の対策

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

又、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、訪問介護員に

周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。

(3) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の研修及び訓練を定期的に実施します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上市町ホームヘルパーステーション

説明者・職名 管理者

氏 名 木下 陽子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供の開始に同意しました。

利用者・住所

氏名

代理人または立会人等

氏名